



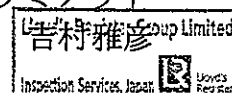
〒220-6010
 横浜市西区みなとみらい 2-3-1
 クイーンズタワー A 10F
 電話:045-682-5252 FAX: 045-682-5253

W04450833 号-1

日本原燃株式会社 殿

2016年9月5日

ロイド・レジスター・グループ・リミテッド
 インスペクションサービス 事業部長



2016年度 第1回定期監査 報告書

(その1) 安全・品質本部の監査結果

1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社	〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付4-108
監査名	2016年度 第1回定期監査	
監査対象部門	(その1) 安全・品質本部	
監査場所	日本原燃株式会社 事務本館	
監査実施日	2016年7月26日	
担当監査員	(ロイド・レジスター・グループ・リミテッド)	

2. 2016年度 第1回 定期監査の視点

2.1 背景、および、これまでの状況

ロイド・レジスター・ジャパン(今年度よりロイド・レジスター・グループ・リミテッド[以下、LR と記す]が監査業務を担当する)は、日本原燃(株)(以下、JNFL と記す)殿に対して、2004年度第1回定期監査以来、年2回の頻度で、定期監査を実施してきた。これまでの一連の監査では、「品質保証体制の改善策(小分類レベルで32項目)(以下、「改善策」と記す)」及び、2009年1月に再処理工場での「高レベル廃液の漏洩」事象を受けて策定された「安全基盤強化に向けたアクションプラン(※)(以下、「アクションプラン」と記す)」の実行状況とPDCA展開状況に焦点を当て続けると共に、各部門の日常的な品質保証活動が改善策の成果を反映して適切に実施されていることの確認に注力してきた。

※：品質保証室、濃縮事業部及び埋設事業部は、水平展開という位置づけでアクションプランに対応していた。

これまでの監査の過程で確認した監査項目として、「アクションプラン」の総括、改善策の成果を反映した日常活動、一般 QMS (品質マネジメントシステム) の対応状況、再処理事業部のしゅん工を見据え、組織の管理・運営をよりきめ細かく行えるよう「ミニ工場化」と呼ばれる組織の再編成に伴う活動、及びヒューマンエラーが関与したトラブルに対する改善活動等が代表的なものとして挙げられる。これらの活動内容を監査した結果、監査対象である個々の活動は風化・形骸化することなく定着していると共に、随所に自律的改善が展開されていることを確認してきた。

2.2 2016 年度 第 1 回定期監査の対応方針

今回の監査は、前年度までの監査内容を踏襲し、JNFL 殿の各担当部署において、品質目標に設定された主要テーマの活動が改善策の理念を反映し、かつ、風化・形骸化せず実行されているか否かをプロセス監査により確認することを主要な視点とした。

加えて、2015 年度の保安検査において、濃縮事業部の現場管理や再処理事業部の設備保全活動に関して多くの指摘等を受けたことから、本件に関する安全・品質本部の保安活動に対する取組みも主要な監査対象の 1 項目として取上げた。

また、これまでの監査において、一般 QMS に係る活動と位置付けた「トラブル／不適合事象の再発防止対策の実施状況」や「内部監査の実施状況」は、引続き監査対象とした。2016 年度 第 1 回定期監査の注力事項を表 1 に示す。

安全・品質本部に対する監査に際しては、表 1 中の「監査実施項目」のうち、「監査対象項目」を監査した。

表 1 2016 年度 第 1 回定期監査の注力事項

	監査実施項目	監査対象
(1)	「改善策」を反映した日常業務(品質目標に取上げられた主な活動) ^{*注1} が風化・形骸化せず、実践・実行されている状況	○
(2)	安全・品質本部の保安活動(現場の管理、取り組み等) ^{*注1} が継続的に改善されている状況	○
(3)	トップマネジメントによる品質保証の徹底(マネジメントレビュー)	—
(4)	トラブル／不適合事象の再発防止対策(是正処置および予防処置) ^{*注1} の取組み状況	○
(5)	内部監査の実施状況	—
(6)	前回までの監査結果(提言事項等) ^{*注1} のフォローアップ状況	—
(7)	その他(教育・訓練等) ^{*注1}	—

(注 1) : (4) の監査項目については、「協力会社の活動」も対象とする。

*注) : 添付 1 「部門別監査結果」中の表題表記の際には、括弧内の記載は省略する。

3. 監査の態様

監査は、実地監査を基本とした。なお、実地監査の過程で 3.1 項に記載された状況になった際には文書監査を併用することとした。

3.1 文書監査

文書監査は、ある業務を実施するための方策・手順・判定基準等が適切に文書化されていることの確認が一般的である。但し、今回の監査では、詳細な内容把握が必要な規定類が実地監査の過程で提示された場合のみ、文書監査を行うこととした。

3.2 実地監査

実地監査は「決めたことが決めた通りに実行されている」ことを検証すると共に、「PDCA 展開状況」の評価を行うものである。実地監査では、準備された状況を見るのでは意義が薄く、「実態を把握すること」が重要である。従って、実行の証を示すエビデンスの探索にある程度の時間を要したとしても、可能な限り抜き打ち性に注力した。

4. 監査の基準

客観的な判定・評価を行うために、監査基準を定めておくことが必要である。このたびの監査では、下記の文書を監査基準とした。なお、一部に LR の知見を活用した。

- ◆ JNFL 各部門の全社品質保証計画書運用要則、および下位の社内標準類
- ◆ JEAC4111-2009（日本電気協会）[諸活動の底流として]

5. 監査結果の評定

監査は事務局で決めていただいた部署の単位で実施した。あらかじめ計画された監査時間に応じて、被監査部署によっては、監査対象テーマの一部が省略されている場合がある。なお、該当すれば、次の事項を提起することとした。

区分	定義
指摘事項	定めた要求事項が実践・実行されていない事項。不適合相当であり是正が必須。
観察事項	定めた要求事項がほぼ実践・実行されているが、その程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。
提言事項	定めた要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。提言事項の採否は、被監査部門の任意でよい。
良好事例	さらなる自律的改善が図られており、他の部署にも参考となる事例。

6. 監査員

監査では客観性を重視して 2 名 1 組のチームで対応し、1 名が司会進行役を務めた。

7. 監査結果

安全・品質本部に対する注力事項は、上記 2.2 項 表 1 に示した通りであり、この度の被監査部署は 1 部署 (品質・保安管理 G) であった。

監査結果を添付 1 に、監査日程と出席者を添付 2 に示す。

総合所見は、下記の通りである。監査にサンプリング方式を適用したので、ある特定の場面を観察したという一面もあるが、大綱的には実態を捉えていると見ていただきたい。

① 「指摘事項」、「観察事項」、「提言事項」

監査では、口頭説明ではなく活動状況を示すエビデンスの提示を求めた。時間の制約範囲において、2.2 項の表 1 の内容を可能な限り監査した結果、「指摘事項」、「観察事項」、および「提言事項」は観察されなかった。

②各注力事項に対する個別所見

(1) 「改善策」を反映した日常業務 (品質目標に取上げられた主な活動) が風化・形骸化せず、実践・実行されている状況

品質・保安管理 G の日常業務への取組みは組織改正から日が浅いことから、通常業務として定着するまでにはもう少し時間を要する状況にある。

しかし、当グループが主体的に取り組むべき活動については、旧品質計画 G の活動を継承しつつ、新たな業務課題にも取組みを開始した段階にあることを確認した。

(2) 安全・品質本部の保安活動 (現場の管理、取り組み等) が継続的に改善されている状況

品質・保安管理 G は、濃縮事業部における保安規定違反に対する全社の改善活動の取りまとめ部署として中心的な活動を担っている。

当グループは、「濃縮事業部保安活動適正化全社対応委員会」の事務局機能を果たすと共に、濃縮事業部の活動状況の把握に努め、当該事項に関する情報共有化を推進している。

(3) トップマネジメントによる品質保証の徹底 (マネジメントレビュー)

品質・保安管理 G における該当項目はない。

(4) トラブル/不適合事象の再発防止対策 (是正処置および予防処置) の取り組み状況

旧品質計画 G として実施してきたトラブル/不適合事象の再発防止対策活動としてのトラブル事例の分析を通じてトラブル/不適合事象の低減を目指す活動や、ワンポイントアドバイスの発行による当該事象の発生防止活動は継続的に実施されている。

(5) 内部監査の実施状況

(6) 前回までの監査結果 (提言事項等) のフォローアップ状況

(7) その他 (教育・訓練等)

品質・保安管理 G における該当項目はない。

8. 終わりに

品質・保安管理 G は、旧品質保証室 品質計画 G が担っていた業務を継承するとともに、現在、濃縮事業部における保安規定違反に対する改善活動の全社大の取りまとめ部署としての活動に注力している。

品質・保安管理 G の主な業務として、JNFL 殿全体に向けての効率的な品質保証システムの構築や水平展開検討会の主催を通じたトラブル／不適合事象の低減や再発防止対策に取り組んでいる。また、トラブル／不適合事象の防止に向けての啓蒙活動にも携わっている。

品質・保安管理 G に対する監査の結果として、当グループの活動は、いずれの活動も決められたことが着実に実行されており、また、PDCA サイクルが適切に機能している状況であることを確認した。日常業務は風化・形骸化せず、定着した活動となっていると判断する。

一方、品質・保安管理 G は、全社大を視野に入れた品質保証システムの効果的な運用を推進する責務を有することから、最近の濃縮事業部における保安検査の指摘事項への対応活動を含め、各事業部における綻びと見られる事象を的確に把握し、全社的な品質保証システムの維持・向上に大きく貢献して頂くことを期待する。

なお、すべての被監査部門の監査結果を踏まえた総合所見は、全体総括編 (W04450833 号-0) に記載するので、参照していただきたい。

以上

2016 年度 第 1 回定期監査結果

(安全・品質本部)

被監査組織ごとの監査結果を記載した。サブタイトルに付した()内の番号は、本文 2.2 項の表 1 の番号に対応している。

2016年度 第1回定期監査 部門別 監査結果（「安全・品質本部」No.1）

被監査部門	安全・品質管理部 品質・保安管理G	
監査実施日	2016年 7月 26日	N
<p>(1) 「改善策」を反映した日常業務が風化・形骸化せず、実践・実行されている状況</p> <p>(2) 安全・品質本部の保安活動が継続的に改善されている状況</p> <p>◆当グループの喫緊の業務課題は、組織改正前の品質保証室 品質計画Gから引き継いだ濃縮事業部における保安規定違反に対する改善活動の全社大の取りまとめ部署としての活動を推進していくことである。</p> <p>本活動の開始に際して、文書①が作成されると共に、当該活動に係る全体方針(文書②)が策定されている。現在、上述の文書①の規定に則り、これまでに10回の委員会が開催されている。複数の委員会議事録の閲覧より、非常に真剣かつ活発な議論が展開されていることを確認した。委員会における出席委員からのコメントを受け、速やかに次回委員会が開催されるなど、委員メンバーが本課題を重大と捉え、精力的な活動を行っている状況を汲み取ることができる(文書③、④)。</p> <p>今回の濃縮事業部の保安規定違反の発生に至った根本原因分析(文書⑤)が実施され、本分析結果に基づく対策案の議論が予定されている。</p> <p>◆当グループは、品質・保安会議の事務局として、的確な活動を従来と同様に実施していることをエビデンス(文書⑥)により確認した。</p> <p>◆今回の組織改正に伴い、「保安情報検討WG運営要則」が廃止となり、その運営内容が「保安規定・防災業務計画検討WG運営要則」に統合されたことを受け、その事務局としての活動が開始されている(文書⑦)。今後、品質保証に係る事項について、事業部間の保安規定内容の整合を図る活動が開始されることを聴取した。</p> <p>(4) <u>トラブル/不適合事象の再発防止対策の取組み状況</u></p> <p>◆水平展開検討会は、旧品質計画Gから引き継いだ活動であり、これまでと同様に定期的で開催され、全社大での不適合についての情報共有が図られている(文書⑧)。当グループは、水平展開検討会において、各部門の処置状況を整理したリストにより確実に各部門の活動状況を把握していることを確認した。</p> <p>◆定期的に行われている不適合の傾向分析の結果は水平展開検討会の場などを通じて全社に周知されている(文書⑨)。直近の分析では、現場以外における不適合の増加が報告されるなど、不適合低減に向けての示唆が行われている。</p>	<p>(参照文書・記録等)</p>	
<p>(第三者監査所見)</p> <p>品質・保安管理Gは、旧品質保証室 品質計画Gの業務を引き継ぐと共に、新たな役割を付与された組織として活動を開始している。また、濃縮事業部の保安規定違反についての改善活動の全社の取りまとめ事務局としても精力的な役割を担っている。全体の活動を通じて、問題となる事象は観察されない。</p>		

添付 2

2016 年度 第 1 回第三者定期監査出席者 (安全・品質本部)

月	日	曜日	時刻		時間	被監査部門	被監査部署	出席者	実施場所
			自	至					
7	26	火	9:35	9:50	0:15	安全・品質本部	全被監査部署		402 会議室
			10:00	11:40	1:40		品質・保安管理 G		
			17:00	17:20	0:20		全被監査部署		